

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (定義)                      第2条 (略)                      2 (略)                      3 この細則における「組織及び施設」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項にいう本学における組織及び施設をいう。                      4 (略)</p>	<p>本則                      (定義)                      第2条 (略)                      2 (略)                      3 この細則における「組織及び施設」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項にいう本学における組織及び施設をいう。                      4 (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)  
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。